

すべての組織のための社会的責任の 国際規格 ISO26000 が目指すもの

はじめに

5年以上の時間を費やして作業部会で議論された組織のための社会的責任の国際規格 ISO26000 が2010年11月に発行した。さかのぼれば、スイスのジュネーブに本部を置く国際標準化機構で、「企業の社会的責任」に関する規格をつくるべきではないかとの議論が始まったのが2001年だから、提案から規格発行まで10年近くの歳月が費やされたといつてよい。

2005年3月にブラジルで開催された第1回総会に集まった参加者の多くは、成案に辿り着けるのか、このような広範なテーマで世界的な合意を形成できるのか、半信半疑だったというのが正直なところだろう。

しかし、関係者の粘り強い努力と何人かの卓越したリーダーシップによって規格は完成した。2010年9月12日に締め切られた最終国際規格原案に賛成するか否かの投票では、Pメンバー（積極参加の国々）による投票分で賛成66、反対5、棄権6という投票結果、投票総数全体（積極参加の国々とオブザーバー参加の国々の全体）でも賛成72、反対5、棄権

11という投票結果になった。国際標準化機構には、Pメンバーによる投票の3分の2以上の賛成、かつ、反対が投票総数の4分の1以下で最終国際規格原案は承認されるルールがある。結果は、その条件を十分に満たすものとなった。ちなみに反対投票を行ったのは、キューバ、インド、ルクセンブルク、トルコ、米国の5カ国だった。

ISO26000が発行にまで漕ぎ着けることができた背景には、世界の不安と危機感がある。規格は現時点での社会の不均衡にまず、厳しい目を向けている。富める国と貧しい国、富める人と貧しい人。自由を享受している人とそうでない人。とりわけ、社会的な弱者に多くのしわ寄せが生じてしまっている。さらに、現在と未来のあいだの不均衡にも、規格は目を向けている。気候変動をはじめとするさまざまな社会課題を放置すれば、それは未来の世代に深刻なツケを残す。

あらゆる組織の意思決定と行動が、こうした不安と危機の状況を左右することは間違いない。そこで「悪影響をできるだけ少なくし、好影響をできるだけ多くするために衆知を結集しよう。世界の不安と危機は、人々の意志と能力とによって回避できるはずだ」という信念と情熱がISO

足達英一郎 *Written by Eichiro Adachi*

（株）日本総合研究所創発戦略センター 主席研究員



ブラジルのサルバドールで開催された第1回作業部会総会

26000の作成作業を支えてきた。議論が暗礁に乗り上げるたびに、世界から集まった400人以上のエキスパートのなかから「私たちに、ここで立ち止まっている時間の余裕はない」という発言が何度となくあがった。そして合意が形成されていった。

発行した規格を読んで、ある日本のNGO関係者が「こういう世の中に変わればいいんだということが、規格には書いてある。逆にこの規格に書いてあるような世の中になつたら、自分たちNGOの仕事は要らなくなるはずだ」と発言されたことが印象的だった。「ISO26000が目指すもの」の本質を、この発言は的確に言い当てている。

規格の作成プロセスにおいて

ただ、「理想」を前向きな信念で描き出した規格とはいえ、その作成プロセスでは現実との格闘が数多くあった。この規格は、①企業のみならずすべての種類の組織を対象にしていること ②認証を前提とした品質マネジメントシステムの構築を要求したISO14001と異なり、同規格はガイダンス文書(手引書)として活用するためにつくられていること ③政府、企業、労働、消費者、NGO、その他有識者という6つのカテゴリーから代表が参加し、対等の立場で議論して策定されたという3つの特徴を持っている。

「企業のみならずすべての種類の組織を対象にする」という点については、当初、企業と消費者などとのあいだで、せめぎあいがあった。そもそも、国際標準化機構に消費者グループが最初に行った提案は「企業の社会的責任(CSR)に関する規格づくり」だった。これに対して、産業界は反対。企業も議論のテーブルにつけるよう編み出されたのが、「企業のみならずすべての種類の組織を対象にする」という妥協案だったのである。「認証

規格にしない」という点についても、産業界の主張を大幅に取り入れた側面は否めない。さらに、グローバル化の言及も、作成プロセスのなかではかなり削除された感がある。「をすべきではない」というトーンではなく、「すべきことが望まれる」というトーンで、前向きにガイダンスを表現するべきだという主張に配慮した結果だ。

また、地域特性をはじめとして、組織の置かれている状況の違いを、画一性を前提とする規格のなかで、どこまで許容するかも大きな論点となった。「共通だが差異ある責任(common but differentiated responsibilities)」を「原則」として明確に書き入れるべきだという強力な主張もあった。しかし、無条件に個別性を許容すれば、組織の「都合のいいところどり」を是認し、規格の意義を失わせてしまう。この点についても、共通部分と個別部分を使い分ける構造で妥協が図られているというのが正直なところだ。

「社会的責任」はどう定義されたのか

それでも、「社会的責任」を巡る考え方が、世界的に標準化されたことの意義は十分に大きい。共通言語をつくることによって、誤解が解消し、同時にコミュニケーションが活性化することが期待されるからである。とりわけ、この規格で定められた「社会的責任」の定義には注目したい。注目は6つあり、それらは「ISO26000が目指すもの」を理解する際のポイントにもなる。

「社会的責任」の定義は以下のとおりである。

社会的責任…組織の決定および活動が社会および環境に及ぼす影響に対

ISO26000 作業部会の議論の経緯

2005年 3月 7日~11日	第1回ISO/TMB/WG on SR サルバドール総会
2005年 9月26日~30日	第2回ISO/TMB/WG on SR バンコク総会
2006年 5月15日~19日	第3回ISO/TMB/WG on SR リスボン総会
2007年 1月29日~2月2日	第4回ISO/TMB/WG on SR シドニー総会
2007年11月 5日~ 9日	第5回ISO/TMB/WG on SR ウィーン総会
2008年 9月 1日~ 5日	第6回ISO/TMB/WG on SR サンチャゴ総会
2009年 5月18日~22日	第7回ISO/TMB/WG on SR ケベック総会
2010年 5月17日~21日	第8回ISO/TMB/WG on SR コペンハーゲン総会

して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任。

●健康および社会の繁栄を含む持続可能な発展に貢献する

●ステークホルダーの期待に配慮する

●関連法令を順守し、国際行動規範と整合している

●その組織全体に統合され、その組織の関係のなかで実践される

注記1 活動は製品、サービスおよびプロセスを含む

注記2 関係とは組織の影響力の範囲内の活動を指す

第1の注目は、「組織」とそれを取り巻く「社会および環境」が対として位置づけられており、そのあいだに「影響を与える」「影響を被る」という関係が基本構造として想定されていることにある。組織が社会および環境に対して与える影響には、好影響も悪影響も当然あり、その両者が含まれているという点は重要である。

第2の注目は、「組織が担う責任」が「持続可能な発展」に貢献するものだという点を明示している点にある。「持続可能な発展」とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発のことを指しており、単純化していえば未来にツケを残さないものでなければならぬことを述べている。ここで、「健康」という側面が強調されているのは、特に発展途上国において人間の生命の問題が深刻な危機にさらされているという認識にもとづいている。「社会の繁栄」という点に言及されているのは、「個人効用の総和は市民主権の原則のもとに、効率性と公正さを追求することによって高まる」という信念にもとづいているからである。

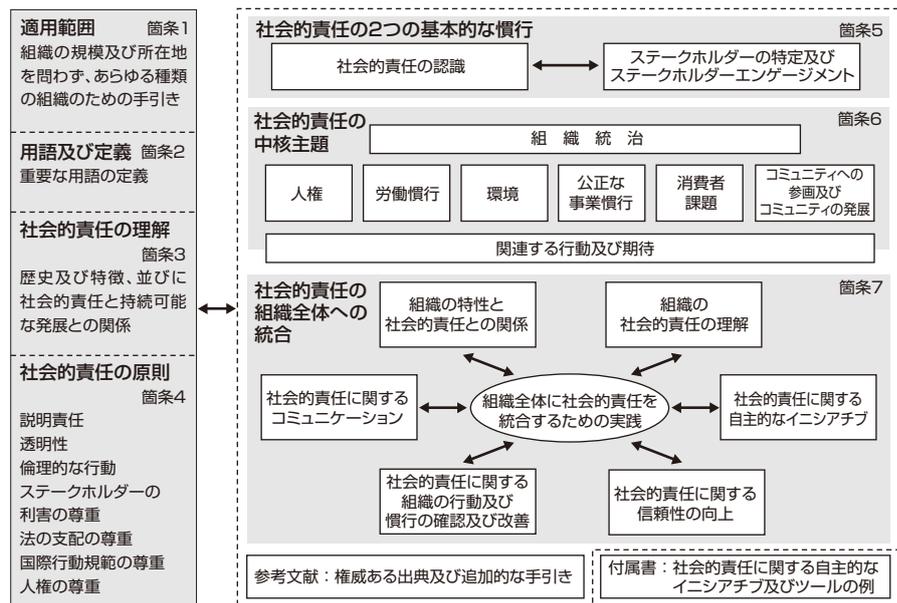
第3の注目は、「ステークホルダーの期待への配慮」である。この点は、規格の本質的な骨格を形作っている。「ステークホルダー」は日本語では「利害関係者」と訳されるが、実際は、「影響を与える」「影響を被る」の関係のなかで利害を有する関係者もしくはその代弁者である。もっぱらネガティブな影響を被る利害関係者は、組織に対してその緩和につながる活動を期待する。責任の取り方は、こうした期待と合致したものである必要があるというのである。

すべての組織が関連法令を順守しなければならないことは言うまでも

ない。しかし、その範囲で「社会的責任」が完結するものでもない。この点は、CSR II コンプライアンスという誤解がときに見られる日本企業には要注意である。それでは、その範囲はどこまで及ぶのか。当然、限られた資源のなかですべてのステークホルダーの期待に応える組織は稀有である。そこで、「国際行動規範」までは最低限取り組みべきという考え方を採用した。この部分が第4の注目の点だ。「国際行動規範」とは、国際慣習法、一般に受け入れられている国際法の原則、または普遍的もしくはほぼ普遍的に認められている政府間合意から導かれる、社会的に責任ある組織の行動に対する期待とされている。

第5の注目は、「その組織全体に統合され」と書かれている部分で、「組織に統合されない取り組み」だけでは責任を取ることにはならないと考えると理解しやすい。別の本文には、「慈善活動（ここでは慈善事業への寄付とす）は、社会にプ

《ISO26000の構成》



《ISO26000の定める社会的責任の中核主題》

組織統治
人権
労働慣行
環境
公正な事業慣行
消費者課題
コミュニティへの参画およびコミュニティの発展

序文では、「この国際規格は、組織の大小を問わず、先進国、途上国のどちらで活動するかを問わず、民間、公的および非営利のあらゆる種類の組織に役立つように意図している。この国際規格のすべての部分がすべての種類の組織に対して同等に用いられるわけではないだろうが、中核主題はすべて、あらゆる組織と関連性を持つ。中核主題はすべて、数多くの課題からなっており、その組

ラスの影響を与えることができる。しかし、組織はこれを、社会的責任のその組織への統合に代わるものとして利用すべきでない」という一節もある。要は、従来型の社会貢献活動だけでは不十分だということである。第6の注目は、「その組織の関係のなかで実践される」という部分であり、サプライチェーンやバリューチェーンに関わる事項である。規格の作成プロセスにおいて、「組織の責任は、サプライチェーンやバリューチェーンにも及ぶ」と明記したいという意見が多数あった。しかし、すべての範囲で責任を取ることが現実的ではない。そこで、「影響力の範囲」という概念を導入し、「組織が個人または組織の決定または活動に対する影響力を持つ、政治、契約、経済、その他の関係の領域・程度」から特定することとした。

ステークホルダー エンゲージメントの果たす役割

前節でも「ステークホルダーの期待への配慮」という視点が、規格の本質的な骨格を形作っていることを述べた。規格では、組織の何らかの決定または活動に利害関係を持つ個人またはグループを「ステークホルダー」と言っている。そして、組織の決定に関する基本情報を提供する目的で、組織と1人以上のステークホルダーとのあいだに対話の機会を作り出すために試みられる活動を「ステークホルダーエンゲージメント」と言っている。

組織が取り組むにふさわしい関連性および重要性を持つ課題が何であるかを、独自検討およびステークホルダーとの対話を通じて特定することは、個々の組織の責任である」と、ステークホルダーとの対話の意義が明確に規定された。

なお、あらゆる組織と関連性を持つとされた中核主題とは、①組織統治 ②人権 ③労働慣行 ④環境 ⑤公正な事業慣行 ⑥消費者課題 ⑦コミュニティへの参画およびコミュニティの発展の7つである。

ステークホルダーのプレゼンスを重視する立場からは、ステークホルダーの側からなされる「対話の機会を作り出すために試みられる活動」も、ステークホルダーエンゲージメントに包含すべきだという意見があった。これは90年代半ばからの企業の社会的責任(CSR)に関する議論が、NGOなどの対企業キャンペーンによって牽引されてきた経緯を見ると自然な流れだろう。

しかしながら、社会的責任に取り組む主体は、あくまで組織であり、ステークホルダーの声を参考にするとは言っても、その主体性、裁量性は組織の側に確保されなければならないという意見も根強くあった。こうした主張は、「ステークホルダーは、組織が特定の事項と自らの決定および活動との関連性を特定する手助けができるが、行動の規範および期待を特定する上でより広義の社会の代わりにはならない」との部分に反映されることとなった。最終的には、「ステークホルダーエンゲージメントは様々な形態を取り得る。組織の側から開始することもあれば、1人または1組以上のステークホルダーへの組織からの応答として開始されることもある」という一節が示すように、あくまで組織の側の主体性にかかわった内容で、ステークホルダーエンゲージメントの果たす役割は、結論付けられている。

クローズアップされる人権

この規格に、企業という組織がその行動を準拠させようとするとき、現実とのギャップに苛まれる事項は数多く出現することだろう。そのひとつに、国際行動規範に定められたような人権の尊重が実現できていない

国もしくは地域におけるビジネスが挙げられるだろう。

この点について、規格は「国内の法またはその施行によって、環境または社会を守るための適切な保護手段がとられていない状況においては、組織は少なくとも国際行動規範を尊重するよう十分努力すべきである」とした上で「法またはその施行が国際行動規範と対立し、しかもその規範に従わないことよって重大な結果がもたらされると考えられる場合に、組織は、法またはその施行におけるこのような衝突を解決するために、関連組織および関連当局に影響力を及ぼすための合法的な機会および経路を探すべきである。組織は、国際行動規範とは整合しない他組織の活動に加担することを避けるべきである」と規定した。

この規定の意味は大きい。例えば、人権抑圧が問題となっている国において、組織は国際行動規範の方を尊重すべきで、例えば政府などにもその是正を働きかけるべきであって、例えば政府の人権侵害行動に加担すべきではない、との含意である。

同時に「加担には次の3つの種類があり得る」とされた。その内容は、
①組織が意図的に人権侵害を支援した場合に発生する「直接的な加担」
②組織が、他者がおかした人権侵害から直接的に利益を得る「受益的加担」（治安部隊が組織の業務活動に対する平和的抗議を鎮圧するのを黙認したり、施設を守りながら抑圧的措置を講じたり、供給業者が労働における基本的権利を侵害したことから経済的な便益を得ることなど）
③組織が、特定のグループをターゲットとした雇用法における組織的差別に対して明確に反対しないなど、組織的もしくは継続的な人権侵害の問題を当該当局に提起しない「暗黙の加担」に分類される。従来、「政治と経済は別」と考えることの多かった日本企業にとっては、なかなか目の届きにくい領域だと言えるだろう。

環境では「予防的アプローチ」が鍵に

中核主題としての「環境」の節に目を転じると、汚染の形態として、電磁波、放射線、感染因子なども挙がっている。さらに、回避すべき化学物質として、たばこ製品からの煙、生殖に対して有害な化学物質、内分泌

かく乱性化学物質などが例示されている。また、拡大生産者責任の適用を検討することや生物多様性保全について、環境負荷の費用を負担する市場メカニズムに参加することも推奨されていることが目を引く。

それ以上に、この規格の先進性は「予防的アプローチ」という概念を、「環境または人間の健康に対する重大な害または不可逆的な害が生じるおそれがある場合、十分な科学的確実性がないことを理由にして環境劣化または健康被害を予防する費用効果の高い対策を先延ばしにすべきでないとする考え方を前進させたもの」と位置づけて、環境原則のひとつに規定した点にある。「組織がある対策の費用効果を考える場合には、その組織にとっての短期的な経費費用だけでなく、その対策の長期的な費用便益を考えるべきである」という一文も盛り込まれた。

「コミュニティへの参画および

コミュニティの発展」で求められるもの

「コミュニティへの参画およびコミュニティの発展」を単純に「地域貢献」と解釈して済ませてしまうことも十分ではない。ここに掲げられているのは、「コペンハーゲン宣言は、『深刻な社会問題、特に貧困、失業および社会的疎外に関する緊急の取り組みの必要性』を認めている。コペンハーゲン宣言および行動計画は、貧困撲滅、完全に生産的で十分な報酬が与えられ、自由に選択できる雇用という目標、および社会的統合の推進を、開発の最重要目標とすることを国際社会に誓った。国連ミレニアム宣言には、達成の暁に、世界の主な開発課題の解決に寄与し得る目標が掲げられている。開発は基本的に公共政策によって主導され、牽引されるべきであるが、開発プロセスはあらゆる組織の貢献に依存している、と国連ミレニアム宣言は強調している。コミュニティへの参画は、これらの目標の達成に地域レベルで貢献する」という認識なのである。

具体的には「あらゆるレベルで教育を普及し、支援する。教育の質を改善し、教育を受ける機会を広げ、地域の知識を高め、非識字率がゼロになるよう後押しするための行動に関与するべきである」「経済的に実行可能な場合は、雇用創出を通じて貧困を緩和するための直接投資を行うべきで

ある」「疾病防止の手段として、必須の医療サービス、並びに清潔な水および十分な衛生設備の恒久的で普遍的な利用を支援することを検討するべきである」「社会的弱者または差別を受けている低所得の集団および個人の、能力、リソースおよび機会の拡大に貢献することの重要性を考慮した上で、食糧、その他の必需品を、これらの集団および個人に提供するプログラムへの協力を検討するべきである」などの文章が盛り込まれた。

これは、「地域貢献」という言葉で連想される「地域の清掃活動や祭りなどに協力する」というレベルでは全くない。発展途上国を中心とする貧困の問題に、組織が積極的に関与せよということなのである。日本企業にとっては、こうした役割は政府が果たしており、例えばODAといった枠組みが担ってきたのであって、個々の企業が直接、手出しをできる領域ではないという意見が少なからずあるかもしれない。しかし、世界の認識は着実に変化を遂げているのである。

今後、注目される「デューデリジエンス」

さらに全体で見ると、「デューデリジエンス」という言葉が何回も出てくる。この言葉は語源に当たると、英語のDue(当然の、正当な)とDiligence(勤勉、精励、努力)を組み合わせた言葉で、直訳すると、「当然の努力」という意味となる。転じて、投資やM&Aなどの取引に際して行われる、対象企業や不動産・金融商品などの資産の調査活動を指す言葉となった。それが最近では、「あるプロジェクトまたは組織の活動の全体で、意思決定および活動によって引き起こされる現実もしくは潜在的な負の影響を回避し、軽減することを目的として、これらの悪影響を特定する包括的で積極的なプロセス」を指すようになってきている。ISO26000では、組織がこうした意義を積極的に取り入れ、新たな活動を開始する際には、環境側面、社会側面でのデューデリジエンスを行うことを説いている。

おわりに

最後に、規格のなかの次の文章を紹介したい。「持続可能な発展の目的

は、社会全体および地球のために持続可能性を実現することである。それは、特定の組織の持続可能性または継続的な持続可能性を問題にしているのではない。近時、「持続可能な発展」もしくは「持続可能性」という言葉は、広く普及を遂げた。企業のCSRレポートでも「当社の持続可能な発展のために」のような表現をときに目にする。しかしISO26000の立脚点は、あくまで組織の継続性を目的にしたものではなく、社会や地球の持続可能性を目的にしていることを言明している。

言うまでもなく、社会的責任に取り組めば、組織なれど企業も永続が担保されるというわけでは決してない。規格のなかでも「個々の組織の持続可能性は、統合された方法で社会的、経済的および環境的側面に取り組むことによつて達成する社会全体の持続可能性と、両立するかもしれないし、両立しないかもしれない」と冷静に突き放されている。

しかし、それでもなお、この規格が意義を持つのは、「社会や地球の持続可能性が失われるなかで、企業の永続だけが保証されるといふ状況は決して生じ得ない」という厳然たる真理があるからである。CSRの本質とは、「社会や地球との矛盾の大きいビジネスは結果として存続できないという可能性を念頭に置きつつ、それでも企業がゴーイング・コンサーンを追求するのであれば、社会や地球の劣化を少しでも食い止める行動以外に選択肢はない」という時代状況にあると考えたい。「持続可能な未来につなぐ」という信念と情熱のもとで作成されたISO26000が、少しでも多くの企業に参照され、活用されることを願つてやまない。

足達英一郎(あだち えいいちろう)

(株)日本総合研究所創発戦略センター主席研究員。1962年生まれ。86年一橋大学経済学部卒業後、90年同社入社。経営戦略研究部、技術研究部などを経て現職。主に企業の社会的責任の観点からの産業調査、企業評価を手がける。主な著書は、『会社員のためのCSR入門』(共著、第一法規)、『これでわかるCSR』(共著、週刊住宅新聞社)、『CSR経営とSRI』(共著、社団法人金融財政事情研究会)など。